

河内長野市立汐の宮保育所の民営化についての検証報告書

平成 28 年 3 月

河内長野市子ども・福祉部子ども子育て課

目 次

はじめに	・・・1
検証の目的	
1. 河内長野市立汐の宮保育所民営化の概要	
(1) 民営化の背景	
(2) 民営化の目的	
(3) 民営化の経緯	・・・2
ア. 「河内長野市立保育所のあり方を考える委員会」を設置	・・・3
イ. 河内長野市子育て支援策についての調査	
ウ. 民営化についての市立保育所保護者向け説明会	・・・4
エ. 河内長野市立保育所民営化基本方針の策定	・・・5
オ. 市立保育所条例改正可決、成立	
カ. 汐の宮保育所民営化についての説明会を開催	
キ. 「河内長野市保育所民営化移管法人選定委員会」設置	・・・6
ク. 法人募集	・・・7
ケ. 汐の宮保育所民営化移管法人決定に関する説明会	
コ. 「三者協議会」	・・・8
サ. 民営化実施	
2. 検証の結果	・・・9
(1) 移管後の実状把握	
ア. 三者協議会	
イ. 合同会議 市・法人の現場職員による会議開催	
ウ. その他	・・・10
①保護者と法人と市による三者協議会の設置と開催	
②引継ぎ・合同保育	
③職員について	
(2) 保護者アンケート	・・・11
汐の宮保育園保護者向けアンケート調査結果	
(3) 運営要領の遵守及び達成状況	・・・13～15
(4) 公民施設長及び法人の意見	・・・16
ア. 公立保育所長の意見	
イ. 法人理事長の意見。	
ウ. 民間保育園長の意見	・・・17
(5) 民営化による効果	・・・18
ア. 財政的効果	
イ. 保育サービスの向上	
ウ. 子育て支援施策の拡充	
(6) 今後の公立保育所の役割	・・・19
おわりに	・・・20

はじめに

河内長野市は、平成 26 年 4 月市立汐の宮保育所の運営を、「社会福祉法人たこう福祉会」に移管しました。公立保育所民営化については、「民間に移行することにより保育の質が低下するのではないか」等の不安があるとの観点から、移管後の保育が適切に行われているかの検証を行いました。

検証の目的

保護者アンケートや三者協議会の記録等の資料を中心に、移管事業の目的達成状況を確認するとともに、その課題を整理し、今後の保育行政に活かしていくものです。

1. 河内長野市立汐の宮保育所民営化の概要

(1) 民営化の背景

平成 19 年 12 月 「第 2 次河内長野市財政健全化プログラム」を策定

本市では、市税収入が平成 9 年度をピークに毎年減少し続け、その他の歳入も伸び悩む中、歳出面では過去の公共事業等の影響による公債費（借金返済）や福祉・医療等の経費が増加を続ける等、財政状況は悪化の一途をたどっていました。

そのため、徹底した財政健全化の取り組みを推進し、様々な環境の変化に対応できる財政基盤の構築を基本的な考え方とする「第 2 次河内長野市財政健全化プログラム」を策定しました。

市立保育所の民営化は、同プログラムに施設の管理運営のあり方の見直し項目としてあげられ、「効率的な手法による多様な保育サービスの提供を目的として、今後の公立保育所のあり方や民営化の手法についても検討します。」とされました。

(2) 民営化の目的

保育コストの削減だけでなく、民間保育所と公立保育所の役割分担を明確にし、今日求められている効率的な手法による多様な保育サービス（延長保育・休日保育等）の実施、待機児童の解消、地域における子育て支援の充実などを図り、河内長野市全体の保育水準を高め、子どもたちの保育環境の向上に寄与することを目的としています。

(3) 民営化の経緯

平成 19 年 12 月	「第 2 次河内長野市財政健全化プログラム」策定 (公立保育所のあり方や民営化の手法についての検討を記載)
平成 20 年 10 月	「河内長野市保育所のあり方を考える委員会」設置 (平成 22 年 9 月まで、延べ 9 回実施)
平成 23 年 1 月～2 月 5 月 9 月～10 月 12 月	「河内長野市子育て支援策についての調査」実施 「河内長野市子育て支援策についての調査報告書」市 HP に掲載 民営化について保護者説明会を実施 ・民営化について、市が考える方向性を公立保育所保護者に説明 (千代田台保育所 2 回 汐の宮保育所 2 回) 「河内長野市立保育所民営化基本方針(案)」について ・市議会への説明及びパブリックコメントを実施
平成 24 年 3 月 4 月 6 月 7 月 11 月 12 月	「市立保育所条例改正」議案可決、成立 (汐の宮保育所は平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止予定) 汐の宮保育所民営化についての説明会を実施 (汐の宮保育所保護者対象、2 回) 河内長野市保育所民営化移管法人選定委員会開催 (10 月まで延べ 7 回) 移管法人を公募(4 法人応募) 移管法人を決定(社会福祉法人 高向保育園) 汐の宮保育所民営化移管法人決定説明会を実施 (汐の宮保育所保護者対象)
平成 25 年 1 月 2 月 4 月～26 年 3 月 5 月	三者(市・法人・保護者)協議会開催(平成 27 年 3 月末 18 回) 移管法人と事務引継を開始 合同保育実施 ・法人から汐の宮保育所へ職員派遣 汐の宮保育所民営化について自治会への説明会を実施 ・保育所が避難所に指定されているため、危機管理室と合同開催
平成 26 年 4 月 4 月～27 年 3 月	移管法人による運営開始(民営化実施) 引き継ぎ保育実施 ・市から汐の宮保育園へ職員派遣

ア.「河内長野市保育所のあり方を考える委員会」を設置

平成 20 年 10 月、効率的な手法による多様な保育サービスの提供を目的として、保育所のあり方に関する事項について総合的に調査・検討するため、学識経験者や公私立保育所の関係者 9 人で構成する「河内長野市保育所のあり方を考える委員会」を、設置しました。

【委員内訳】

種 別	所 属	人 数
学識経験者	大学教員	1
市内保育所入所児童保護者	公立保育所保護者	2
	民間保育所保護者	2
公私立保育所の代表者	民間保育園長	2
	公立保育所長	2

平成 20 年 10 月～22 年 9 月までの足かけ 3 年 9 回にわたり、河内長野市を取り巻く環境、保育の現状と課題、公立保育所の民営化等について議論を重ねました。

その中で、公民保育所における保育内容については、大きな差異はないと確認されました。ただ、障がい児保育については、民間保育所でも保護者の入所希望に添えるよう積極的な受け入れを行っているが、充実した支援をするためには、民間保育所に対する補助金が十分な金額ではないとの指摘を受けました。

また、公立保育所の民営化に関しては、深い議論には至らず各委員の意見を資料として掲載するとの結論に至り、平成 22 年 11 月に市長あて「保育所のあり方を考える委員会報告書」が提出されました。

イ. 河内長野市子育て支援策についての調査

河内長野市内の保育所に入所している児童の全保護者および無作為に抽出した 20 歳以上の市民 1,000 人を対象に、今後の子育て支援施策の基礎資料とするため、子育て支援や保育所に対する意識調査を実施しました。

実施期間 平成 23 年 1 月 27 日～2 月 12 日

対 象

〔 保 護 者	1,008 人	有効回答数 855	回収率 77.2%
〔 一般市民	1,000 人	有効回答数 393	回収率 39.3%

河内長野市子育て支援策についての調査報告書

(平成 23 年 5 月 27 日 市HPに掲載)

公立保育所 1 か所民営化については、保護者の回答では「賛成」「どちらかという賛成」の 2 つをあわせた賛成派の割合は 46.6%、「反対」「どちらかという反対」の 2 つをあわせた反対派 36.6%、一般市民の回答では、賛成派の割合は 48.6%、反対派の割合は 27.0%となりました。

保護者の賛成理由では、「民営化により捻出した人材と財源を児童虐待防止等他の市民サービスにあてることができるから」が最も多く、次いで「保育内容、保育料とも同じだから」「公立保育所では経費がかかりすぎるから」となっています。反対理由は、「子どもの施策は経費削減してほしいから」が最も多く、次いで「公立保育所は 2 か所しかないから」「障がい児を多数保育している実績があるから」となっています。

一般市民の賛成理由では、「民間でできるサービスは民間で担うべきだと思うから」が最も多く、次いで「民営化により捻出した人材と財源を児童虐待防止等他の市民サービスにあてることができるから」「公立保育所では経費がかかりすぎるから」となっています。

反対理由は、「子どもの施策は経費削減してほしいから」が最も多く、次いで「公立保育所は 2 か所しかないから」「保育サービスは公立で担うべきだと思うから」となっています。

また、仮に民営化した場合、市がすべき施策については、保護者・一般市民とも「休日保育や延長保育など多様な保育サービス」がそれぞれ 59.9%、55.0%と最も多く、ついで「民間保育所への補助金の増額」がそれぞれ 53.5%、41.0%と続いています。

※詳細は資料①

ウ. 民営化についての市立保育所保護者向け説明会

市立保育所民営化について、市が考える方向性を公立保育所保護者に説明を行うもので、基本的に 4 回とも同内容の説明を、必要とする全保護者に対して行いました。(複数回参加の保護者が数名ありました。)

〈千代田台保育所〉

第 1 回	平成 23 年 9 月 17 日 (土)	9:30~13:50
第 3 回	平成 23 年 10 月 20 日 (木)	18:00~20:30

〈汐の宮保育所〉

第 2 回 平成 23 年 10 月 12 日（水） 18:00～20:15

第 4 回 平成 23 年 10 月 22 日（土） 9:30～12:20

工. 河内長野市立保育所民営化基本方針の策定

平成 23 年 11 月、「保育所のあり方を考える委員会報告書」及び「河内長野市子育て支援アンケート報告書」を受け、「河内長野市立保育所民営化基本方針（案）」を策定し、パブリックコメントを実施しました。

＊「河内長野市立保育所民営化基本方針（案）」についてのパブリックコメント（意見内容については、平成 24 年 3 月 5 日 市HPに掲載）

意見募集期間 平成 23 年 12 月 1 日（木）
～平成 24 年 1 月 6 日（金）

意見提出者 119 名（個人 117、団体 2）

意見数 221 件（個人 219、団体 2）

※「河内長野市立保育所民営化基本方針」は資料②

オ. 市立保育所条例改正可決、成立

市立汐の宮保育所を民営化するにあたり、条例改正案を平成 24 年 3 月議会に提案し、可決されました（平成 26 年 4 月 1 日実施予定）。

カ. 汐の宮保育所民営化についての説明会を開催

3 月議会で条例改正案が可決され、汐の宮保育所の民営化が正式に決定したことを受け、今後の具体的な保育所民営化の進め方について、汐の宮保育所保護者に説明しました。

第 1 回 平成 24 年 4 月 14 日（土） 10:00～12:00 701 会議室
参加者数 保護者 21 名

第 2 回 平成 24 年 4 月 17 日（火） 17:30～19:30 301 会議室
参加者数 保護者 10 名

キ.「河内長野市保育所民営化移管法人選定委員会」設置

移管法人選定については、客観性と専門性を確保する観点から、学識経験者や福祉関係者、市立保育所の保護者等7人で構成する「河内長野市保育所民営化法人選定委員会」を設置しました。

【委員内訳】

種 別	所 属	人数
学識経験者	大学教員	1
	河内長野市民間保育園長経験者	1
	公認会計士、税理士	1
	弁護士	1
民生委員及び児童委員	河内長野市民生委員・児童委員協議会	1
移管する市立保育所の保護者代表	汐の宮保育所保護者会	2

【河内長野市保育所民営化移管法人選定委員会経過】

回数	月 日	内 容
第1回	6月19日	委員会の運営に関すること。／移管の条件に関すること。／移管法人の選定に関すること。
第2回	7月10日	法人募集要項、運営要領、提出書類等について／移管法人選定方法及び評価基準について
第3回	8月20日～ 31日	プレゼンテーション、ヒアリング審査の実施方法について／応募書類（4法人）の審査等について
第4回	9月4日	応募法人によるプレゼンテーション及びヒアリング審査／実地審査評価基準について
第5回	9月25日	応募法人実地審査（運営保育園の現地視察）
第6回	10月9日	応募法人の評価について／実地審査の報告／法人の選定について
第7回	10月30日	移管法人の選定について／選定結果報告書について／市長へ報告書提出

ク. 法人募集・決定

法人選定委員会における議論により決定された、移管の条件・移管法人の選定方法に基づき、法人を募集しました。

年 月 日	内 容
平成 24 年 7 月 12 日	募集要項公表
〃 19 日	法人説明会
8 月 10 日～20 日	法人募集（応募法人 市内 2・市外 2 の計 4）
8 月下旬	書類審査
9 月 4 日	応募法人プレゼンテーション&ヒアリング

平成 24 年 11 月 移管法人は、「社会福祉法人 高向保育園」に決定

ケ. 汐の宮保育所民営化移管法人決定に関する説明会

決定した社会福祉法人の紹介及び今後の移管スケジュール等について、保護者・自治会員に向けて、説明会を実施しました。

「汐の宮保育所保護者説明会」

日 時 平成 24 年 12 月 1 日（土） 10:00～12:00
場 所 501 会議室
内 容 移管法人紹介、民営化スケジュール、意見交換等
参加者数 保護者 22 名

「汐の宮自治会説明会」

保育所が避難所に指定されているため、危機管理室と合同で実施

日 時 平成 25 年 5 月 25 日（土） 19:00～21:00
場 所 汐の宮自治会集会所
内 容 移管法人紹介、今後の民営化スケジュールについて
災害時の避難所指定、防災備蓄・防災行政無線整備・自主防災組織のとりくみ等について
全般についての意見交換等

コ. 三者協議会（市・保護者・法人による会議）

移管に伴う問題について、三者で協議しその解決を図ることを目的として開催しました。

平成 24 年度

	年月日	内 容
第 1 回	平成 25 年 1 月 23 日	協定書に関すること。／嘱託職員採用試験に関すること。
第 2 回	2 月 26 日	協定書に関すること。
第 3 回	3 月 27 日	確約書に関すること。

平成 25 年度

第 4 回	平成 25 年 4 月 24 日	同意書に関すること。／改修について／ 地元説明会について／保護者の要望
第 5 回	5 月 22 日	保護者要望事項について／同意書承諾／行事について／自治会説明会について
第 6 回	6 月 26 日	改修に関すること。／今後のスケジュール／保育内容、行事の引継ぎ／市マイクロバス使用について
第 7 回	7 月 24 日	保育内容、行事の引継ぎ／改修に関すること。
第 8 回	8 月 29 日	保育内容、行事の引継ぎ／改修に関すること。
第 9 回	9 月 25 日	保育内容、行事の引継ぎ／改修に関すること。
第 10 回	11 月 26 日	保育内容、行事の引継ぎ
第 11 回	1 月 29 日	保育内容、行事の引継ぎ／改修に関すること。
第 12 回	3 月 26 日	H25 度三者協議会のまとめ方の方法について／今後の三者協議会の開催について

サ. 市立汐の宮保育所民営化実施

平成 26 年 4 月 1 日 たこう福祉会による汐の宮保育園運営開始

2. 検証の結果

(1) 移管後の実状把握

ア. 三者協議会

平成 26 年度は、2 カ月に 1 回程度三者協議会を開催し、移管後の保育内容や施設改修を含めた保育園の運営について、意見交換・確認等を行いました。

平成 26 年度

	年月日	内 容
第 1 回	5 月 28 日	保育内容の引継ぎ／施設改修について／新しく追加する行事（じゃが芋掘り）について
第 2 回	7 月 23 日	保育内容の引継ぎ／施設改修について／引継ぎ内容について（連絡帳、お泊り保育、布団のリース、独立法人スポーツ振興センター災害共済給付制度）
第 3 回	9 月 24 日	保育内容の引継ぎ／保護者からの要望事項の達成度について／施設改修について
第 4 回	10 月 29 日	保育内容の引継ぎ／第 1 回保護者アンケートの報告について／市職員の引き上げについて提案
第 5 回	1 月 28 日	保育内容の引継ぎ／保護者からの要望に対する返答／施設改修について
第 6 回	平成 27 年 3 月 20 日	保育内容の引継ぎ／施設改修について／第 2 回保護者アンケートの報告について／その他（保育所保育要録、今後の保護者要望について）

イ. 合同会議（市・法人の現場職員による会議）

円滑な引継ぎのために、公立保育所長・主任及び高向保育園から派遣された園長・主任候補職員が、保育所の運営や保育全般について会議を開きました。

平成 25 年度は、派遣された保育士 2 名も参加し公立保育所の諸マニュアルの読み合わせを、また、第 14～16 回の会議には高向保育園の職員、公立保育所嘱託保育士（たこう福祉会採用予定者）も参加し、平成 26 年度に向け話し合いました。

平成 26 年度は、民間保育園長・主任及び市職員（元市立保育所長・主任・副主任）が、保育所運営要領に沿った引き継ぎ保育が実施されているかを確認しました。

※詳細は資料③

ウ. その他（円滑な引継の為に実施したこと等）

民営化を実施するにあたり最も留意すべきことは、子どもたちへの影響を最小限に留めることです。そのためには、保護者・法人・市の間に信頼関係を築き、保護者の理解を十分に得ながら移行する必要があると考え、移行・引継ぎにあたり、市及び法人は、下記のような工夫・配慮をしました。

① 保護者と法人と市による三者協議会の設置と開催

平成 25 年度は、概ね毎月 1 回三者協議会を開きました。保護者の一番の要望であった園舎の改修について、法人側からは設計士も参加し、保護者の意見を聞きながら改修項目や内容を決めていきました。

平成 26 年度（移管後）は、概ね 2 ヶ月に 1 回三者協議会を開き、改修工事の進捗状況や引継ぎ保育の現状報告、保護者から出されていた要望の到達度を一つずつ確認していきました。また、全ての家庭に会議報告を配布し、情報の共有に努めました。

② 引継ぎ・合同保育

子どもたちが無理なく移行できるよう、2 年間の引継ぎ期間を設けました。

平成 25 年度は、引継ぎ計画書に基づき、公立主体の引継ぎ・合同保育を行いました。法人からの派遣職員 4 名には、実際の保育を体験し、子どもたちや保護者及び公立職員と信頼関係が築けるようにしました。また、公立保育所の保育を理解してもらうため 5 月からは、保育所の会議（職員会議・未満児会議・以上児会議）に参加してもらいました。

平成 26 年度（移管後）は、法人主体の引継ぎ・合同保育を行いました。市からの派遣職員は 7 名（11 月より 4 名）。市職員は見守り保育へと移行していき、引継ぎ保育の具体的な内容については、毎月両者の園長・主任で会議を開き調整を図りました。

③ 職員について

移管後の 4 月に職員が大幅に入れ替わることは、子どもが泣く、登園を渋る等の不安定さを示したり、保護者が不安に思うことが予想されました。その対応として、市立保育所に勤務していた嘱託職員の採用を移管法人に依頼していたところ、16 名が正規職員・嘱託職員・パート職員として雇用されました。

(2) 保護者アンケート

汐の宮保育所の民営化に対する保護者の思いや意見を聞くため、アンケート調査を実施しました。第1回は半年後の10月上旬に、第2回は行事や改修工事が概ね終了した平成27年3月上旬に実施しました。

第1回 平成26年10月1日～10日 回収率 66.7%

第2回 平成27年2月27日～3月6日 回収率 64.6%

【保護者アンケート調査結果概要】

保護者アンケートでは、保育園の運営について「満足」「どちらかといえば満足」が80%を越えており、保育内容についても項目ごとの満足度は同様の割合となっています。

また、自由記述にも「子どもが園での楽しい様子を話してくれる」「送迎時に声をかけてもらったり、あたたかさを感じる」など、保育園に対する保護者の満足度は高いことがうかがえます。

一方で、「話を聞いてほしい時、他の仕事に夢中になって聞いてくれない時がある」「様子が伝わってこないことが多い」などの厳しい意見もありました。

さらに、引き継ぎ保育終了後については「不安や心配がある」と「特に不安や心配はない」が、それぞれ43%、41%と拮抗しており、保護者の今後に対する不安な思いが表れました。

※詳細は資料④

(3) 運営要領の遵守及び達成状況

河内長野市立汐の宮保育所移管に関する保育所運営要領について確認しました。

保育所運営要領	汐の宮保育園の回答
【施設の改修に関すること】 1. 施設改修にあたって、周辺住民および汐の宮保育所関係者をはじめ利害関係者の理解を得ること。 2. 施設改修工事および建築上の制限等については、河内長野市の所管課と調整を行い、適切な対応を行うこと。	【施設の改修に関すること】 1. 施設改修にあたり、周辺住民および汐の宮保育所関係者をはじめ利害関係者との協議を行っている。 2. 施設改修工事および建築上の制限等については、河内長野市の所管課と調整を行い、適切な対応を行っている。
【業務の引継ぎに関すること】 1. 保育については、現在汐の宮保育所が実施している（河内長野市立保育所の子どもの育ちと保育、各マニュアル、手引き）の内容をよく理解し、その水準を下回らないように保育所運営を継承すること。なお、保育内容、運営に変更が生じる場合は、事前に三者協議会を開き協議すること。 2. 運営の移管日の1年前から前日（平成25年4月1日から平成26年3月31日）までの間、市立汐の宮保育所に職員を派遣し、市職員と引継ぎ事項の確認および合同での保育を行うこと。 3. 運営の移管日から平成27年3月31日まで（以下「移管後」という。）に、市から派遣する市立汐の宮保育所の保育士を受け入れ、互いの協力のもとで合同保育を実施すること。市から派遣する職員は、保育士6～7名を予定している。	【業務の引継ぎに関すること】 1. 保育については、汐の宮保育所が実施していた内容を理解し、保育所運営を継承している。保育内容、運営に変更が生じる場合は、事前に三者協議会で協議している。 2. 運営の移管日の1年前から前日までの期間、民間の職員4名（園長、主任、保育士2名）が市職員と引継ぎ事項の確認および合同での保育を行った。 3. 運営の移管日から平成27年3月31日まで市から派遣する市立汐の宮保育所の保育士7名を受け入れ、互いの協力のもとで合同保育を実施している。 （平成26年11月1日より、保育士4名となった。）
【移管後の運営に関すること。】 1. 移管された保育所は市の許可なく廃	【移管後の運営に関すること。】 1. 順守する。

所または他人に譲渡してはならない。ただし、やむを得ない事情により保育所の運営を継続しがたい事情が生じたときは、三者協議会を経て方針を決定すること。 2. 第三者評価結果や保育内容など、保育に関する情報は、積極的に広く公開すること。 3. 障がい児を受け入れ、障がいの状況等に応じた適切な障がい児保育を実施すること。 4. 子育て相談、所庭開放等の子育て支援事業を引き続き実施するとともに、積極的に地域との連携を図ること。 5. 貸与する保育所用地を、認可保育所および市の指定する事業以外の目的に使用しないこと。 6. 日常的な施設・設備の維持・管理に要する費用は、すべて移管法人の負担とする。 7. 保育所内で、政治的活動は行わないこと。 8. 宗教的活動の多様化に配慮し宗教的な行事は行わないこと。ただし、クリスマス会等の一般的な行事の実施は差し支えないものとするが、行事の変更・追加等については、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。 9. 移管後に市が行う民営化効果の検証に協力すること。	2. 順守する。 3. 障がいの状況等に応じた適切な障がい児保育を実施している。 4. 子育て相談、園庭開放等の子育て支援事業を継続して実施している。積極的に地域との連携を図っている。 5. 順守する。 6. 日常的な施設・設備の維持・管理に要する費用は、すべて移管法人で負担している。 7. 順守している。 8. 宗教的活動の多様化に配慮し、宗教的な行事は行っていない。行事の変更・追加等については、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施している。 9. 市が行う民営化効果の検証に協力している。
【職員に関すること】 1. 施設長は児童福祉事業に熱意のある者で、認可保育所で勤務した経験を有するものであること。 2. 施設長および主任保育士は専任であ	【職員に関すること】 1. 施設長は児童福祉事業に熱意のある者で、認可保育所で勤務した経験を有している。 2. 施設長および主任保育士は専任であ

ること。 3. 1歳児保育等の充実のため、保育士配置基準は4:1とすること。 4. 正規職員の保育士は、経験年数のバランスをとること。具体的には、正規職員の3分の2は3年以上の実務経験者、うち3分の1は5年以上の実務経験者、15年以上の実務経験者が1名以上いることが望ましい。 5. 障がい児の保育経験がある保育士を配置すること。 6. 看護師を配置すること。なお、看護師については大阪府補助金の体調不良児対応型の制度対象とすること。 7. 調理員については、調理師資格を持っていること。栄養士資格を持つ者が1名はいること。主担者は保育所での実務経験があることが望ましい。 8. 現在、河内長野市立保育所に勤務している職員（非正規職員を含む。）が移管後の保育所での就労を希望する場合、その採用について積極的に対応すること。 9. 市と、各種研修会の運営と参加に関して協働すること。	る。 3. 順守しているが、平成27年度より市の配置基準変更の為、5:1に変更となる。 4. 正規職員の保育士は、経験年数のバランスをとっている。 正規職員10名 3年以上の実務経験者8名、うち5年以上の実務経験者5名、15年以上の実務経験者3名 5. 障がい児の保育経験がある保育士を配置している。 6. 看護師を配置している。看護師は大阪府補助金の体調不良児対応型の制度対象としている。 7. 栄養士は資格を有している。 8. 河内長野市立保育所に勤務している職員（非正規職員を含む。）が移管後の保育所での就労を希望する場合、その採用について積極的に対応している。 9. 市と、各種研修会の運営と参加に関して協働している。
【給食、健康管理等に関すること】 1. 給食、間食は自園調理とし、子どもの発達段階に応じて月曜日から土曜日まで実施すること。また、アレルギーを有する児童の給食は、アレルギー代替食品の使用やコピー食の継承をすること。 2. 食材等の調達には、原材料や添加物など十分な安全性を確保するとともに、国産品の使用、地元業者からの	【給食、健康管理等に関すること】 1. 給食、間食は子どもの発達段階に応じて月曜日から土曜日まで実施している。アレルギーを有する児童の給食は個別対応を行っている。 2. 食材等の調達には、原材料や添加物など十分な安全性を確保するとともに、国産品を使用し、地元業者から

調達にも配慮すること。 3. 児童の健康維持のため、身体測定、視力・聴力検査、手洗い・歯みがき指導などを定期的の実施するとともに、嘱託医との連携のもとで、内科検診（年2回以上）、歯科検診・耳鼻科検診・眼科検診（各年1回以上）を実施すること。	調達している。 3. 児童の健康維持のため、身体測定、視力・聴力検査、手洗い・歯みがき指導などを定期的の実施している。嘱託医との連携のもとで、内科検診（年2回以上）、歯科検診・耳鼻科検診・眼科検診（各年1回以上）を実施している。
【保護者との協働に関すること】 1. 移管後も保護者会の活動を援助し、協働して行事等を行うこと。 2. 保護者からの保育内容等にかかる意見、要望については、誠意を持って適切に対応すること。また、社会福祉法第82条、児童福祉施設最低基準第14条の3の規定に基づき、迅速かつ適正な対応を行うこと。 3. 常に情報開示に努めること。また、児童、保護者等の個人情報 は慎重に取り扱うこと。	【保護者との協働に関すること】 1. 保護者会の活動を援助し、協働して行事等を行っている。 2. 保護者からの保育内容等にかかる意見、要望については、誠意を持って適切に対応している。また、社会福祉法第82条、児童福祉施設最低基準第14条の3の規定に基づき、迅速かつ適正な対応を行っている。 3. 情報開示に努めている。また、児童、保護者等の個人情報 は慎重に取り扱っている。
【諸費用、用具等に関すること】 1. 被服、個人用具等の指定および保育主食費等の保育料以外の諸費徴収については三者協議会と協議の上で定めること。 2. 汐の宮保育所に在在する児童の個人用具については、現在使用しているものの使用を認め、新規購入を強要しないこと。	【諸費用、用具等に関すること】 1. 被服、個人用具等の指定および保育主食費等の保育料以外の諸費徴収については三者協議会と協議の上で定める。 2. 汐の宮保育所に在在する児童の個人用具については、現在使用しているものの使用を認め、新規購入を強要していない。

(4) 公民施設長及び法人の意見

【公立保育所長の意見】

河内長野市にとっては初めての民営化ということで、引き継ぎが始まる前から他市の状況を基に、公立保育所職員間での話し合いにかなりの時間をかけたつもりでしたが、なかなか目の前のこととして捉えられなかったようです。

公民同じ気持ちで引継ぎに臨もうと、引継ぎ 1 年目は、公立職員間、法人の職員となって保育を引継いでくれる職員間、所長・園長・主任間会議を行いました。また、職員会議をはじめその他の会議にも、かなり早い時期から法人職員に入ってもらって話し合いをしてきましたが、日常業務との並行だったので、表面的なことになってしまい、職員間の引継ぎの趣旨の受け止め方や考え方の差を埋めるには不十分だったかもしれない。効率よい会議の持ち方を工夫することが必要です。

実際引継ぎが始まってみると、思いと現実との差が大きく、特に 2 年目の引継ぎは、全職員にとって精神面でかなりの負担となりました。その差を埋めるために何が必要だったのかを話し合っておかなければならなかったのだと思います。

今回の民営化については、それぞれの立場での努力が大きく、子ども達には最小限の影響で、引継ぎがなされたと思いますが、保護者との信頼関係をスムーズに引継ぐための話し合いに、もっと時間をかける必要を感じました。

【法人理事長の意見】

～市民による市民のための保育園をめざして～

当法人が、民営化された(旧)市立汐の宮保育所の運営主体であるとされて、すでに 3 年近くが経過しました。

保育園運営費収入の大部分は公的給付と各種補助金です。また、社会福祉法人は株式会社などの営利団体ではないので「利益」を目的とはしないだけでなく、会計運営は公的監査制度のもとにおかれています。

したがって、市立保育所「民営化」と申しまして、保育園運営について公的責任がなくなるわけではなく、行政運営上のさまざまな制約から自由で、ニーズ即応性で有利な民間の社会福祉法人が運営主体になるだけ、とも言えるでしょう。

民営化された汐の宮保育園は、「市民による市民のための保育園」でなければなりません。今、時代は人口減少期を迎え、少子化と高齢化の進行は当市において著しいものがある一方で、就労する女性は増加傾向にあります。子育て支援や高齢者福祉、障がい者福祉について、ただ「公

的責任」を訴えるだけでは困難な時代をのりきることは難しく、市民サイドの自主的な働きが期待されています。

汐の宮保育園を利用される保護者のみなさんと地域社会のみなさんの、同園運営への主体的参画を期待しております。

【民間保育園長の意見】

この度の民営化に関し河内長野市子ども子育て課、保護者会役員の皆様、改修工事に携わっていただきました木谷工務店様のおかげをもちまして新しく汐の宮保育園になりました。みなさまに厚くお礼申し上げます。民営化することで一番困惑されたのは、保護者の皆様と子ども達です。

今までの環境と変わらずに子どもたちが生活できる保育を行っていくことが、大きな目標でした。引継保育・合同保育と二年間、市の先生方と共に保育させて頂き、保護者の方々からの保育・改修に関する要望が多くありました。一つ一つクリアしていくごとに保護者の方々から、「良くなったね」「民営化してよかったわ」といったお言葉を頂きました。一番は園舎の改修で心地よい環境を子どもたちに提供できるようになったことは言うまでもありません。また、給食も手作りで、子どもたちが喜んでくれるものなど栄養のバランスを考え提供させて頂いています。お迎えの時に献立ケースの展示食を見て、「今日は何食べたの?」「おいしそうやね」など、親子での会話が毎日聞こえてきます。行事でも今年度から年長児のお泊まり保育を実施しました。また、保護者主体で行っていた夕涼み会も園主体で行い、たくさんの在園児・卒園児・ご近所の方々と大いに盛り上げていただきました。

少しずつですが、園の特色をだし、子どもたち・保護者の方にとって預けやすい保育園でありたいと思っています。これからも温かく見守って下さいますようお願い申し上げます。

（５）民営化による効果

ア．財政的效果（運営費比較）

汐の宮保育所の運営経費を移管前の平成 25 年度と移管後の平成 26 年度の決算額で比較してみると、平成 25 年度 1 億 4,767 万円、平成 26 年度 1 億 1,257 万円であり歳出削減効果額は、3,510 万円となります。

その他、民営化に際して市が負担した費用は、平成 25 年度引き継ぎ合同保育に係る法人職員人件費 1,190 万円、平成 26 年度引継保育に係る市職員人件費 3,356 万円及び保育所整備費補助金 6,500 万円の計 1 億 1,046 万円となっています。

※詳細は資料⑤

イ．保育サービスの向上

「河内長野市立保育所民営化基本方針」では、多様で柔軟な保育サービスが求められる今日、民間保育園の方がより弾力的かつ効果的な運営が可能であり、全体としての保育サービスの拡充に繋がる現状にあることから、通常の保育サービスについては基本的に民間保育園が担うものとするとしています。各保育園の独自性を活かしながら、社会的なニーズに的確に応えることが求められます。

今回、汐の宮保育所が民営化された中では、下記のような効果が考えられます。

- ① 国庫補助金を活用して、汐の宮保育園の大規模改修を実施
改修内容については、可能な限り保護者の要望を受け入れました。
- ② 保育理念に基づき、園の独自性を生かした保育内容の多様性や利用者のニーズに応じた柔軟な対応が行われています。
- ③ 職員配置や財源の活用において、柔軟かつ効果的な運用が行われており、今後定員枠の拡充や弾力化に期待できます。
- ④ 利用者の要望に対して迅速に対応できる体制にあり、一時保育事業に関しては積極的に検討がなされています。 等

ウ．子育て支援施策の拡充

「河内長野市立保育所民営化基本方針」では、民営化を行う目的として、保育コストの削減だけではなく、多様で柔軟なサービスが可能な民間保育園の活力を活かしながら、民営化により捻出された人材や財源を十分に活用し、本市全体の子育て支援施策をより拡充していくとしています。

今回の民営化に伴う子育て支援施策の拡充として、以下の点があげられます。

- ① 民間保育園での障がい児保育に対する加配保育士への補助金増額や巡回指導の充実
- ② 乳幼児医療費助成対象年齢の拡充
(平成 27 年 4 月現在 0 歳～15 歳 (中学 3 年生))
- ③ 子ども・子育て総合センター「あいつく」の新設 等

(6) 今後の公立保育所の役割

今回の民営化により、存置された千代田台保育所は、「河内長野市立保育所民営化基本方針」に示された、以下の公立保育所の役割を 1 所で果たしていかなければなりません。

【公立保育所の役割】

- ① 今日、発達障がい児への対応、母子保健との連携や発育相談など新たな保育サービスの課題がある。公立保育所は、民間では担いきれない専門性や専門機関との連携が必要な障がい児保育など配慮や適切な対応が必要な保育を担うとともに、子ども家庭センターと連携し、虐待ケースや緊急性のあるケースなどに対応するものとする。
- ② 公立保育所は、地域の子育て支援の拠点施設と位置付け、基準となる保育を実施する中で、民間保育所を包括的に支援するとともに、保育所に通う子どもだけでなく、在宅の子どもを含めて市全体の子どもを支援する役割を担うものとする。

公立保育所では、すべての保育士がその専門性をもって上記のような役割を担えるよう、日々の保育に取り組んでいます。実践で得た知識や技術を基に、「保健業務マニュアル」「事故防止及び安全対策マニュアル」「障がい児保育の手引き」等を作成してきました。平成 20 年 4 月の保育所保育指針改定時には、河内長野市立保育所における保育の根幹となる「河内長野市立保育所の子どもの育ちと保育」を作成し、保育課程に関する研修会を開催するなど、民間保育所と連携し保育内容の充実を図っています。

また、児童福祉法第 24 条 1 項には「市町村は保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない。」と規定されています。そのため、市には保育業務を委託している民間保育所に対して、保育所運営や市民からの苦情対応等に

種々の助言が求められます。適切に助言するためには保育現場の状況把握が不可欠であり、公立保育所からの情報提供がその役割を果たしています。

これらの役割は、公立保育所の保育士が市職員として果たすべきことであり、民間保育園に引き継ぐことはできませんでした。

今後も、公立保育所は保育のセーフティネットとして、医療的配慮が必要な児の保育や民間保育園では担いきれない専門機関との連携が必要な障がい児保育、児童虐待等の緊急性のある保育等を担うことが求められます。さらに、公立保育所で積み重ねた経験を在宅親子への支援や民間保育所の訪問事業等に活かすとともに、社会の変化に応じて公・民保育所それぞれの役割を調整し、相互の職員の資質や保育の専門性を高めていかなければなりません。

おわりに

市立汐の宮保育所の民営化に伴う移管条件やその手法等について、検証してきました。その結果、移管条件で義務付けられたサービスは規定どおり実施され、移管条件以外のサービスも概ね保護者の合意を得ながら進められています。

また、保護者アンケートでは、移管後の保育所運営や保育内容に関する満足度は高いという結果になっていることから、今回の民営化については目的を達成し、一定の成果を上げていると考えられます。

一方、アンケート調査には引継保育終了後の汐の宮保育園運営を危惧する声があがっていることから、法人及び市には保護者の不安を真摯に受け止め、丁寧に対応していくことが求められます。

今後は、多様化する保育ニーズへの対応や地域における子育て支援施策の充実に向け、民間保育所へ適切な支援や助言を行うとともに、子育てに関わるあらゆる主体との連携強化を図っていくことが、本市保育行政の責務であると考えます。

【河内長野市子育て支援策についての調査報告書（抜粋）】

実施 平成 23 年 1 月 27 日～2 月 12 日

対象 保護者 1,008 人 有効回答数 855 回収率 77.2%

一般市民 1,000 人 “ 393 “ 39.3%

河内長野市子育て支援策についての調査報告書（平成 23 年 5 月 27 日公表）

図1. 公立保育所1か所民営化への意見（保護者：N=855）

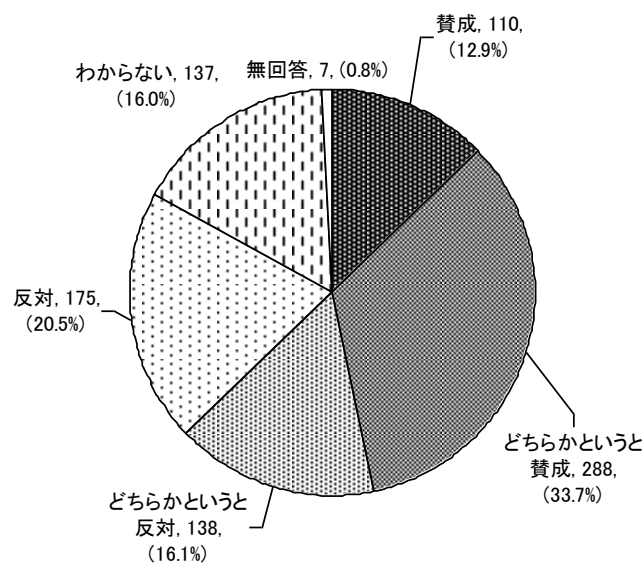
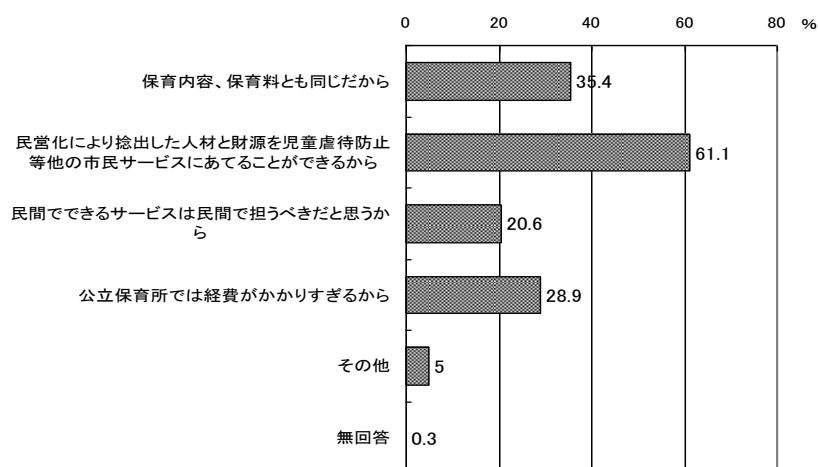
図2. 公立保育所1か所民営化、賛成、どちらかという賛成の理由
(N=398 複数回答)

図3. 公立保育所 1 か所民営化、反対、どちらかという反対の理由
(N=313 複数回答)

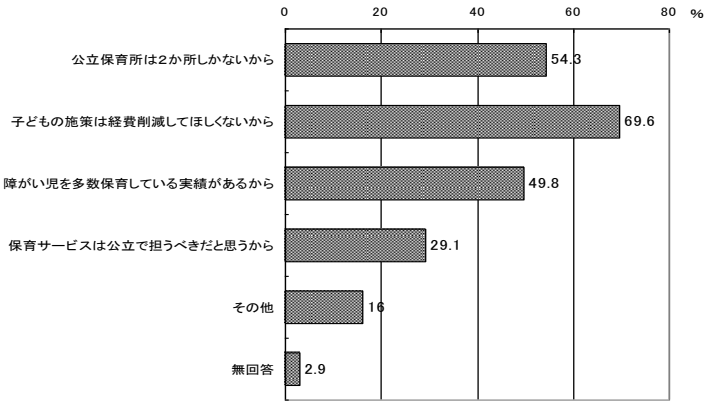


図4. 仮に民営化した場合、市が実施すべき施策 (N=855 複数回答)

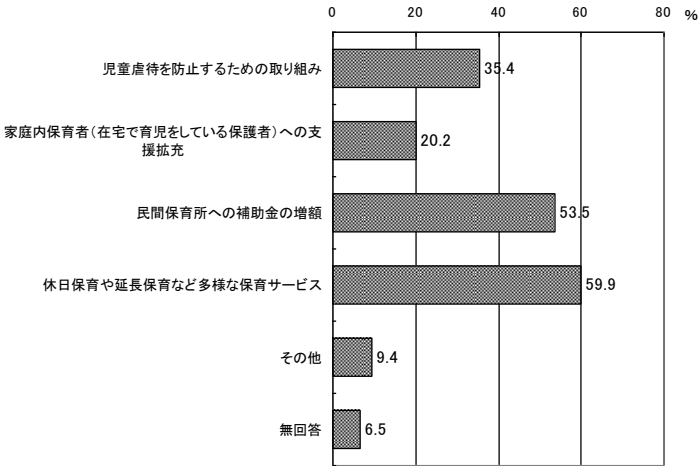


図5. 公立保育所1ヶ所民営化への意見 (一般市民:N=393)

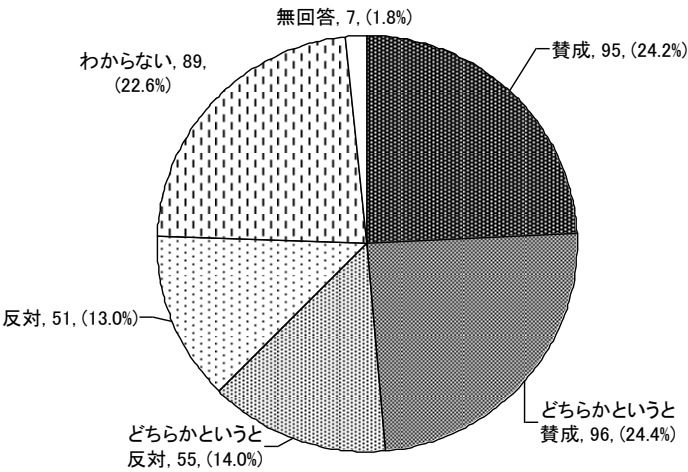


図6. 公立保育所 1 か所民営化、賛成、どちらかという賛成の理由

(N=191 複数回答)

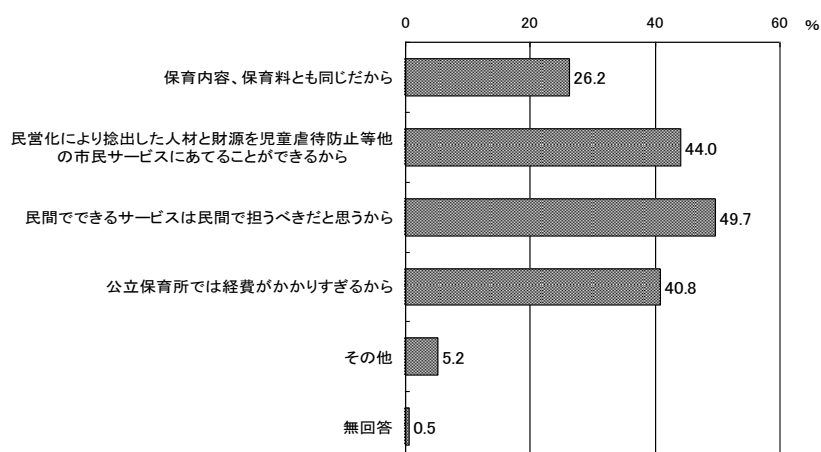


図7. 公立保育所 1 か所民営化、反対、どちらかという反対の理由

(N=106 複数回答)

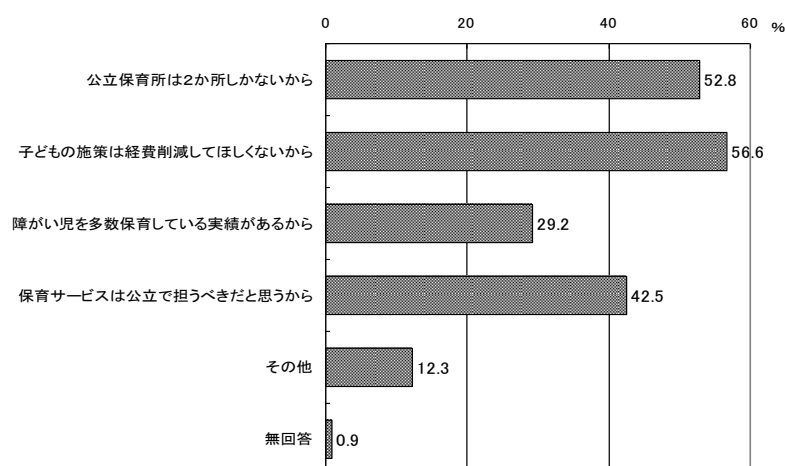
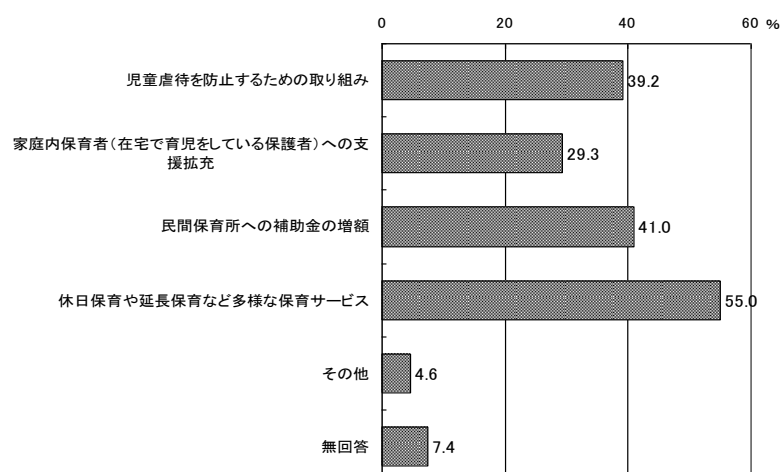


図8. 仮に民営化した場合、市が実施すべき施策 (N=393 複数回答)



河内長野市立保育所民営化基本方針

はじめに

少子化が急速に進行する中で、女性の社会的な進出や就労の拡大により、保育サービスを取り巻く環境は大きく変化してきている。また、核家族化やひとり親家庭の増加などから、子育て支援施策の拡充が課題となっている。

一方、今日自治体は地方分権により財政構造が変わる中で、急速な高齢化や社会経済情勢の変化などから極めて厳しい財政環境に置かれている。このため、本市においても、財政の健全化を緊急かつ重要な課題として、平成19年度に「第2次河内長野市財政健全化プログラム」を策定し取り組みを進めている。

こうした状況において、保育サービスを充実し、河内長野市全体の子育て支援を推進するには、多様で柔軟なサービスが可能な民間保育所の活力をいかしていくことが必須のことと考え、公立保育所1箇所の民営化を進めるものとした。

本基本方針では、民営化にあたって、目的や実施方法、また公立保育所と民間保育所の役割分担を明らかにし、今日求められている子育て支援施策のあり方を示すものとした。

1. 保育所の状況

保育所は、保護者が就労などのために、家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設であり、公民が連携して保育需要に対応している。本市の認可保育所は、公立2箇所、民間12箇所の合計14箇所が設置されている。

保育所の設置経営の形態は、公立であっても民間であっても、法定化された一定の基準に基づいて運営する義務があり、保育内容については、公民共に保育所保育指針に基づき実施している。

また児童福祉法により、保育の実施主体は市と定められており、保育所の入所受付事務等は、公立、民間を問わず市が行い、保育も市の責任で実施している。さらに、保育料は公民同額であり、保育所開所日といった基本的な枠組も同様である。

表 1. 公立、民間保育所の定員および入所の状況（平成 23 年 4 月）

（単位：人）

	定員	入所児童数
公立（2 箇所）	240	222
民間（12 箇所）	1,035	1,104
合計	1,275	1,326

2. 待機児童の状況および保育の現状

全国の人口動態同様、本市でも人口減少が続いており、特に就学前児童数は、平成 16 年に 6,278 人であったのが、平成 23 年には 4,689 人と、7 年間で 25%以上減少している。このため、待機児童数も減少し、平成 22 年度を除き、平成 19 年度以降ゼロで推移している。

このような少子化傾向にもかかわらず、現在の社会経済状況を反映して、保育所への入所申込数はやや増加傾向にある。

表 2 待機児童の推移（4 月 1 日）

（単位：人）

	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
公立保育所合計	2	7	2	1	0	0	0	0	0	0
民間保育所合計	15	27	28	10	5	0	0	0	1	0
合計	17	34	30	11	5	0	0	0	1	0

表 3 保育の現状

（単位：箇所数）

	通常保育	延長保育	障がい児保育	一時保育	支援センター
公立	2	2	2	0	1
民間	12	12	12	12	2
合計	14	14	14	12	3

就労形態や家族形態の多様化から、保育サービスの多様化が求められ、柔軟な運営が必要となってきた。本市においては、表 3 のとおり、通常保育事業以外の一時保育については、民間保育所で実施されている。

また、支援センターなど家庭内保育者のニーズへの対応も、今後ますます重要となってきた。

3. 保育所の運営経費

- ①保育所運営には、市税をはじめ多くの公費が投入されており、厳しい財政状況においては、より効率的な運営が求められる。しかし、運営経費は、児童1人1ヶ月当たり公立保育所は159千円、民間保育所は92千円と公立の方が約1.7倍の経費がかかっている。民間保育所が入所児童全体の8割以上の保育サービスを担っている中で（公立保育所定員240名、民間保育所定員1,035人）、このようなコスト差があることは、厳しい財政状況にあって、大きな課題である。
- ②平成17年度から国の三位一体改革により、保育所運営費負担金は民間保育所のみを対象にしたものとなっており、公立保育所が民営化されれば国および大阪府からの負担金も見込める現状にある。

4. 民営化の目的

公立保育所の民営化は、保育コストの削減だけを目的とするものではなく、民間保育所と公立保育所の役割分担を明確にし、今日求められている効率的な手法による多様な保育サービス（延長保育・休日保育）の実施、地域における子育て支援の充実などを図り、河内長野市全体の保育水準を高め、子育て環境の向上に寄与することを目的とする。

5. 保育サービスの公民の役割分担

本市では、公民が連携して保育需要に対応している。また、通常の保育サービスについては、認可保育園として既に長年に渡り、公民同じ保育サービスで実施されている。

【民間保育所の役割】

- ①本市の民間保育所は、これまでも児童福祉の理念に基づき保育に欠ける児童を保育してきただけでなく、延長保育や一時保育あるいは障がい児保育などにも積極的に対応するとともに、待機児童解消のため弾力的な受け入れなど、本市の児童福祉の向上に大きく貢献しているが、今後ともそれぞれの独自性を生かしながら、社会的なニーズに的確に応える経営に努めていくこととする。
- ②多様で柔軟な保育サービスが求められる今日、民間保育所の方がより弾力的かつ効果的な運営が可能であり、全体としての保育サービスの拡充に繋がる現状にあることから、通常の保育サービスについては、基本的に民間保育所が担うものとする。

【公立保育所の役割】

- ①今日、発達障がいへの対応、母子保健との連携や発育相談など新たな保育サービスの課題がある。公立保育所は、民間では担いきれない専門性や専門機関との連携が必要な障がい児保育など配慮や適切な対応が必要な保育を担うとともに、子ども家庭センターと連携し、虐待ケースや緊急性のあるケースなどに対応するものとする。
- ②公立保育所は、地域の子育て支援の拠点施設と位置付け、基準となる保育を実施する中で、民間保育所を包括的に支援するとともに、保育所に通う子どもだけではなく、在宅の子どもを含めて市全体の子どもを支援する役割を担うものとする。

6. 民営化する保育所、存置する保育所

- ①公民の役割分担の観点から、「汐の宮保育所」を民営化し民間活力を導入することにより、地域で求められる保育ニーズに柔軟かつ速やかな対応を図る。
- ②入所定員は、汐の宮保育所90名、千代田台保育所150名であり、重度の障がいや医療的配慮が必要な児童のセーフティネットとしての役割を考慮し、定員の多い千代田台保育所を存置する。
- ③存置する千代田台保育所は、経験豊かな人材の有効活用などにより、配慮を必要とする保育の先導的な役割を担うとともに、併設している「子育て支援センターちよだだい」とともに、地域の子育て支援の拠点としての役割や、保育現場の情報を保育行政に反映させるための情報収集拠点としての役割に重点化することとする。

7. 民営化の効果

- ①民間保育所は、職員配置や財源の活用において柔軟かつ効果的な運用が可能であり、定員枠の拡充や弾力化が期待できる。
- ②公立保育所は市の行政組織の一つなので、予算制度の制限があり、事業の実施については法令等に基づいた手続きを経ることが必要になり迅速性に欠ける面があるが、民間保育所は、利用者の要望に対して迅速に対応できる体制にあることから、この利点を生かした一時保育事業や休日保育事業を積極的に推進することができる。
- ③民営化で捻出できる人材と財源を活用し、河内長野市全体の子育て支援施策を拡充することができる。
- ④次代の社会基盤を担っていく子どもたちの育成は、市の重要な責務であり、その責務を果たしていくために必要な保育所施設の大規模改修や建替え等は、将来大きな課題となる。地方分権の推進により、保育施設整備に対す

る国の考え方も変化しており、公立保育所に対しては財政支援がなくなり、施設整備費補助の対象は、民間にシフトしている。このため民営化後は、国庫補助金を活用して保育施設の大規模改修や建替えが可能となる。

- ⑤各保育所の保育理念に基づき、それぞれの独自性により、各種催し物の多様性や利用者のニーズに応じた柔軟な対応が期待できる。
- ⑥公民の役割が明確になり、地域全体の子育て支援が拡充されていく。
- ⑦効率的な行政運営に資することができる。

8. 民営化の実施方法（実施計画）

（1） 民営化の進め方

- ①汐の宮保育所に入所している児童やその保護者は、保育士の変更に不安を感じると考えられる。その不安を解消し円滑に移行するために、移管先となる事業者の決定から民営化までの間に十分な期間を確保し、2年間の引継ぎ期間を設けるなど、新旧職員での合同保育を実施する。また、公立保育所に勤務する非常勤職員の雇用について、移管先となる事業者に要請することにより、保育士が大幅に変わらないように配慮する。
- ②民営化により生じる様々な課題を整理し、十分な対応策を実施する。
- ③民営化の先行事例を調査し、保育内容の維持継続には万全を期していく。

（2） 民営化の手法

民営化の手法としては、設置主体・運営主体ともに民間に移行する「民設民営」方式と運営主体のみを民間に移行する「公設民営」方式がある。

「公設民営」は、施設整備や人員配置などにおいて市との協議を要し、民間保育所の特性である柔軟性、迅速性を生かした対応が発揮しにくいこと、また財政面から国や大阪府からの運営費補助が対象外になる制約がある。

このことから、民営化の手法は「民設民営」方式とする。

（3） 用地、建物、設備等の取り扱い

民間事業者の独立性や市の財政的効果を考えると、民営化する保育所の用地や施設は有償での譲渡もしくは貸与が望ましいと考えられる。しかし、この初期段階での負担は、新たな運営主体にとって将来の安定性、継続性に大きな影響を与える。

そのため、事業者の負担を軽減し、民営化をはかる公立保育所からの事業の継続性をできるだけ確保するために、建物や施設備品等については現有設備を引き続き使用する場合は無償で譲渡するものとする。また、用地は原則有償貸与とする。

（4） 民営化の設置・運営主体

認可保育所の運営主体は地方公共団体・社会福祉法人に限定されていたが、国の規制緩和により株式会社・学校法人・NPOが参入することが認められている。しかし、現状において、民設民営の受け皿（運営主体）については、保

育所運営の安定性や継続性の確保の観点から、認可保育所の経営実績がある社会福祉法人とする。また、資金計画や経営状況において健全性と透明性が確保できる社会福祉法人とする。

(5) 事業者の公募・選定

運営事業者は、前項の条件を満たす法人により、公募による企画提案方式（プロポーザル）とし、選考委員会を設置し決定する。

9. 今後のスケジュール

- ①河内長野市立保育所民営化基本方針（素案）のパブリックコメント実施
（平成23年12月～平成24年1月）
- ②河内長野市立保育所民営化基本方針決定（平成24年2月）
- ③条例改正（平成24年3月議会）
- ④民営化法人選考、決定
- ⑤市主体合同保育（平成25年4月～平成26年3月）
- ⑥法人主体合同保育（平成26年4月～平成27年3月）

【合同会議の開催について】

【平成 25 年度】

参加者：高向保育園より派遣された園長・主任候補他保育士 4 名及び
公立保育所長・主任保育士

	年月日	内 容
第 1 回	平成 25 年 4 月 2 日	保育の説明（所庭・外遊び）／合同保育について
第 2 回	4 月 22 日	行事について（入所式・お誕生会・避難訓練）／個人情報 の同意書について／今後の引継ぎ内容の確認
第 3 回	5 月 20 日	行事について（自衛消防訓練・参観・クラス懇談会・以 上児遠足・クッキング）／各プロジェクトについて／三 者協議会の内容確認／同意書提出確認／フリー保育士業 務の引継ぎについて
第 4 回	6 月 21 日	行事について（楽しい集い・夕涼み会）／健診について ／マニュアルの読み合わせについて／入所面接について
第 5 回	7 月 19 日	行事について（プラネタリウム・プール開き・七夕）／ 地域事業について（保育所っこ遊び／泥んこ／プー ル開放）
第 6 回	8 月 28 日	行事について（食育講座・夕涼み会）／行事の冊子の説 明（前半）
第 7 回	9 月 19 日	行事について（プール大会・おじいちゃんおばあちゃん と一緒に）
第 8 回	10 月 17 日	行事について（運動会・金剛登山・3 歳遠足）／
第 9 回	11 月 25 日	行事について（金剛登山・個人懇談会・交通安全指導・ みかん狩り・4 歳遠足）／給食調理の引継ぎについて
第 10 回	12 月 19 日	行事について（クリスマス会・お正月遊び・もちつき・ 0 / 1 歳参観クラス懇談会・5 歳個人懇談会（保育要録）） ／来年度に向けての準備しておくことについて／備品の 確認
第 11 回	平成 26 年 1 月 29 日	入所面接について／行事について（3 歳・5 歳・2 歳参観 クラス懇談・豆まき・0 歳・1 歳個人懇談）
第 12 回	2 月 20 日	保護者対応について
第 13 回	2 月 24 日	早朝薄暮の保育について／保育所の約束事／散歩時の危 険な場所での注意点／入所式について
第 14 回	2 月 27 日	行事について（お別れ会・さよなら会・お別れ遠足） 警備の確認
第 15 回	3 月 6 日	お別れ会について／担任について
第 16 回	3 月 13 日	入所式について確認

【平成 26 年度】

参加者：汐の宮保育園長・主任保育士及び市職員（元汐の宮保育所長・主任・副主任保育士）

	年月日	内 容
第 1 回	平成 26 年 5 月 7 日	1 ヶ月の振り返り／給食について／職員会議の日程について／クラスの参観日の入り方について
第 2 回	5 月 20 日	三者協議会に向けて／アレルギー対応について H27 年度に向けての変更点／給食代引き上げについて
第 3 回	6 月 24 日	行事の振り返り・楽しい集いの確認／保育内容の確認／市職員の会議等への出方について／子どもへの対応について
第 4 回	7 月 15 日	三者協議会に向けて／行事の振り返り／各クラスの様子 の確認／今後の各クラスの入り方／保護者の要望について の確認
第 5 回	8 月 27 日	行事の振り返り／運動会・バス遠足についての確認／ 各クラスの入り方の確認／工事の進捗状況／巡回指導に ついて／保護者対応について／給食調理員の退職につい て／来年度に向けての園の意向について
第 6 回	9 月 12 日	行事の振り返り
第 7 回	10 月 21 日	行事の振り返り／改修工事の日程について／市職員の引 き上げについて／三者協議会について
第 8 回	11 月 17 日	行事の振り返り／改修工事の進捗状況／保護者アンケー ト内容に関する検証結果について
第 9 回	12 月 15 日	行事の振り返り／改修工事の進捗状況／保護者支援につ いて
第 10 回	平成 27 年 1 月 16 日	行事の振り返り／行事予定／改修工事の進捗状況／巡回 指導について／三者協議会について
第 11 回	2 月 16 日	行事の振り返り／行事予定／改修工事の進捗状況／保育 所運営要領の確認／個人懇談会期間の市職員の業務場所 について／第 2 回保護者アンケートについて／民営化の 報告書について
第 12 回	3 月 13 日	行事の振り返り／行事予定／改修工事の進捗状況／第 2 回保護者アンケートについて／三者協議会について／公 立職員の 24 日以降、引き上げについて

【汐の宮保育園保護者向けアンケート調査結果】

○アンケートの回答人数（単位は人数、（ ）内はクラスの在籍人数）

選択項目	第 1 回	第 2 回
1 0 歳児クラス	7 (9)	10 (11)
2 1 歳児クラス	8 (13)	10 (14)
3 2 歳児クラス	12 (18)	14 (18)
4 3 歳児クラス	12 (17)	11 (18)
5 4 歳児クラス	10 (16)	9 (15)
6 5 歳児クラス	13 (20)	8 (20)
合計	62 (93)	62 (96)

（※以下の項目について単位は人数、（ ）内は比率）

○保育内容について

＜食事・睡眠・排泄・衣類の着脱等生活面＞

	第 1 回	第 2 回
1 満足している	27 (56%)	34 (69%)
2 どちらかといえば満足している	17 (36%)	13(27%)
3 どちらかといえば不満である	0 (0%)	0 (0%)
4 不満である	1 (2%)	0 (0%)
無回答	1 (2%)	1 (2%)
自由記述のみ	2 (4%)	1 (2%)
合計	48	49

生活面に関する保育内容については、「満足している」「どちらかといえば満足している」の回答の合計が、第 1 回アンケートでは 92%、第 2 回アンケートでは 95%を占めており、保護者の満足度は高くなっています。

＜遊び＞

遊び	第 1 回	第 2 回
1 満足している	35 (73%)	36 (73%)
2 どちらかといえば満足している	11 (23%)	10 (21%)
3 どちらかといえば不満である	1 (2%)	1 (2%)
4 不満である	0 (0%)	1 (2%)
無回答	1 (2%)	1 (2%)
合計	48	49

遊びに関する保育内容については、「満足している」「どちらかといえば満足している」の回答の合計が、第 1 回アンケートでは 96%、第 2 回アンケートでは 94%を占めており、保護者の満足度は高くなっています。

<行事>

行事	第 1 回	第 2 回
1 満足している	26 (54%)	32 (65%)
2 どちらかといえば満足している	17 (36%)	14 (29%)
3 どちらかといえば不満である	2 (4%)	2 (4%)
4 不満である	0 (0%)	0 (0%)
無回答	3 (6%)	1 (2%)
合計	48	49

行事に関する保育内容については、「満足している」「どちらかといえば満足している」の回答の合計が、第 1 回アンケートでは 90%、第 2 回アンケートでは 94%を占めており、満足度は高くなっています。

○食事内容について

選択項目	第 1 回	第 2 回
1 満足している	36 (75%)	35 (71%)
2 どちらかといえば満足している	9 (19%)	11 (23%)
3 どちらかといえば不満である	2 (4%)	0 (0%)
4 不満である	0 (0%)	0 (0%)
無回答	1 (2%)	3 (6%)
合計	48	49

食事内容については、「満足している」「どちらかといえば満足している」の回答の合計が、第 1 回アンケートでは 94%、第 2 回アンケートでも 94%を占めており、満足度は高くなっています。

○延長保育（午後 8 時まで）の実施について

選択項目	第 1 回	第 2 回
1 満足している	32 (67%)	36 (74%)
2 どちらかといえば満足している	9 (19%)	6 (12%)
3 どちらかといえば不満である	2 (4%)	1 (2%)
4 不満である	0 (0%)	0 (0%)
無回答	2 (4%)	2 (4%)
自由記述のみ	3 (6%)	4 (8%)
合計	48	49

延長保育については、平成 26 年度 4 月より 8 時までの延長保育が実施されていますが、「満足している」「どちらかといえば満足している」の回答の合計が、第 1 回・2 回アンケートとも 86%を占めています。

○保育園からの情報提供やお子さんの様子の伝え方について

選択項目	第 1 回	第 2 回
1 満足している	33 (69%)	36 (73%)
2 どちらかといえば満足している	11 (23%)	10 (21%)
3 どちらかといえば不満である	1 (2%)	2 (4%)
4 不満である	1 (2%)	1 (2%)
無回答	2 (4%)	0 (0%)
合計	48	49

園からの情報提供やお子さんの様子の伝え方については、「満足している」「どちらかといえば満足している」の回答の合計が、第 1 回アンケートでは 92%、第 2 回アンケートでは 94%を占めており、満足度は高くなっています。

一方、「連絡帳から様子が伝わってこない」「連絡帳にサインがほしい」「未満児もクラス全体の様子を教えてほしい」等の意見もあるため、保護者にとって必要な情報がより分かりやすく提供される工夫が望まれます。

○保健関係について

<健康管理>

	第 1 回	第 2 回
1 満足している	39 (81%)	36 (73%)
2 どちらかといえば満足している	7 (15%)	11 (23%)
3 どちらかといえば不満である	1 (2%)	1 (2%)
4 不満である	0 (0%)	0 (0%)
無回答	0 (0%)	1 (2%)
自由記述のみ	1 (2%)	0 (0%)
合計	48	49

健康管理については、「満足している」「どちらかといえば満足している」の回答の合計が、第 1 回・第 2 回アンケート共 96%を占め、保護者の満足度は高くなっています。

<ケガや病気に対する保育園の対応>

	第 1 回	第 2 回
1 満足している	39 (81%)	32 (65%)
2 どちらかといえば満足している	7 (15%)	14 (29%)
3 どちらかといえば不満である	1 (2%)	0 (0%)
4 不満である	0 (0%)	0 (0%)
無回答	0 (0%)	2 (4%)
自由記述のみ	1 (2%)	1 (2%)
合計	48	49

ケガや病気に対する園の対応については、「満足している」「どちらかといえば満足している」の回答の合計が、第 1 回アンケートでは 96%、第 2 回アンケートでは 94%を占めています。保護者の全体的な満足度は高いですが、「満足して

いる」との回答は第1回アンケートより15%程減り、その分「どちらかといえば満足である」との回答が増えており、全体的な満足度は下がっています。

自由記述では、ケガや病気時の丁寧な対応への感謝や、看護師が在園するので安心等の意見が多いですが、年齢が低いクラスで「保育士の数が少ない」「ケガがたまにある」との記述があり、安全な環境作りやより丁寧な対応が望まれます。

○子どもの安全面や災害・不審者侵入時の対応について

選択項目	第1回	第2回
1 満足している	23 (48%)	23 (47%)
2 どちらかといえば満足している	19 (40%)	19 (39%)
3 どちらかといえば不満である	0 (0%)	2 (4%)
4 不満である	0 (0%)	1 (2%)
無回答	1 (2%)	3 (6%)
自由記述のみ	5 (10%)	1 (2%)
合計	48	49

子どもの安全面や災害・不審者侵入時の対応については、「満足している」「どちらかといえば満足している」の回答の合計が、第1回アンケートでは84%、第2回アンケートでは86%を占め、全体的な保護者の満足度は高くなっています。

○子どもや保護者への対応について

選択項目	第1回	第2回
1 満足している	30 (63%)	30 (61%)
2 どちらかといえば満足している	14 (29%)	11 (23%)
3 どちらかといえば不満である	3 (6%)	4 (8%)
4 不満である	0 (0%)	1 (2%)
無回答	1 (2%)	3 (6%)
合計	48	49

子どもや保護者への対応については、「満足している」「どちらかといえば満足している」の回答の合計が、第1回アンケートでは92%でしたが、第2回アンケートでは84%となり、全体的な満足度は下がっています。

自由記述では、送迎時の保育士の声かけや日常的な対応に満足している記述が多く見られる一方、「子どもを叱っている所をよく見かけるため、穏やかに接してほしい」「話を聞いてほしい時、聞いてくれない時がある」等の記述が見られます。一人一人の子どもの人権が尊重される保育の継続や、保護者支援を含めた丁寧な対応が望まれます。

○民営化による子どもの変化について

選択項目	第 1 回	第 2 回
1 変化があった	5 (11%)	5 (10%)
2 変化はなかった	39 (81%)	32 (66%)
無回答	2 (4%)	7 (14%)
自由記述のみ	2 (4%)	5 (10%)
合計	48	49

民営化による子どもの変化については、「変化はなかった」との回答が、第 1 回アンケートでは 81%でしたが、第 2 回アンケートでは 66%に下がっています。

○改修工事について

1 満足している	29 (59%)
2 どちらかといえば満足している	13 (27%)
3 どちらかといえば不満である	1 (2%)
4 不満である	2 (4%)
無回答	3 (6%)
自由記述のみ	1 (2%)
合計	49

改修工事については、「満足している」「どちらかといえば満足している」との回答の合計が 86%を占めています。また、自由記述の中でも、保育室がきれいになったことや新しく保健室ができたことを喜ぶ意見が多く、保護者の高い満足が得られています。

一方、不満については、改修工事中の園庭遊びの制限や出入口の混雑、駐輪場が整備されなかったこと等があがっています。

○園の対応改善について（第 1 回アンケート後）

1 改善が見られた	21 (43%)
2 少し改善が見られた	13 (26%)
3 あまり改善が見られない	1 (2%)
4 改善が見られない	0 (0%)
無回答	9 (18%)
自由記述のみ	5 (10%)
合計	49

園の対応改善については、「改善が見られた」「少し改善が見られた」の回答の合計は 69%となっています。

○引継ぎ保育終了後に関する不安や心配なこと

選択項目	今回
1 不安や心配がある	21 (43%)
①保育内容	7 (19%)
②給食内容	4 (11%)
③保護者対応	4 (11%)
④経済的負担	13 (35%)
⑤市と保育園の連携	9 (24%)
2 特に不安や心配はない	20 (41%)
無回答	8 (16%)

引継ぎ保育終了後に関する不安や心配については、「不安や心配がある」との回答が 43%、「特に不安や心配はない」との回答が 41%で、回答が二分しています。
「不安や心配がある」との回答内容については、「経済的負担」が 35%、「市と保育園の連携」が 24%となっています。

○保育の継承について ～保護者アンケート結果より～

・障がい児保育

移管法人においても実施されていますが、今後もより強い関係機関との連携が求められます。

・給食

公立保育所の給食内容を引き継ぎながらも移管法人の特徴を出して提供しています。今後も、保護者の希望である手作り・食材の安全性の確保・アレルギー食への対応等が望まれます。

・危機管理

保護者には、保育園での対策が見えにくいようです。新施設対応の「事故防止及び安全対策マニュアル」等の作成と情報提供が望まれます。

・延長保育

保育時間が午後 8 時まで延長されたことにより、安心して働けるという保護者が増えています。

・保護者負担について

民営化による、保育料以外の負担に対する不安を訴える保護者が多いため、変更がある場合は保護者会への提案と話し合い(必要であれば三者協議会開催を含め)により、進めていくことが望まれます。

・保護者との関係作り

民営化当初、法人職員と保護者のコミュニケーションが円滑とはいえない時期がありましたが、保護者からの要望や法人側の努力により、落ち着いてきています。今後も保護者に寄り添い、各家庭に応じた支援や丁寧な対応が求められます。

汐の宮保育所運営費比較表

公立運営による経費（平成25年度決算）				民間運営による経費・特定財源（平成26年度決算）			
給料	36,338,479			扶助費	87,921,370	保育所運営費扶助費	
職員手当等	18,561,920						
共済費	12,320,889			負担金補助及び交付金	24,650,689	(内訳)	
報酬	53,401,986	嘱託員報酬				嘱託医手当加算費補助	32,000
賃金	7,836,551	アルバイト賃金				一般生活費補助	1,142,850
報償費	428,600	嘱託医報償費・講師謝礼				入所児童検診費補助	87,900
旅費	27,360	職員旅費・研修旅費				職員特別検診費補助	97,200
需用費	13,558,782	(内訳)				O-157検便検査費補助	75,390
		消耗品費	1,162,525			子育て支援推進費補助	3,000,000
		燃料費	101,225			1歳児保育事業費補助	1,650,880
		食糧費	7,760,624			障がい児保育事業費補助	8,160,000
		印刷製本費	25,230			延長保育事業費補助	6,710,629
		光熱水費	4,017,988			体調不良児対応型補助	3,693,840
		修繕料	491,190				
役務費	513,599	(内訳)					
		通信運搬費	90,101				
		手数料	415,785				
		保険料	7,713				
委託料	3,335,071	(内訳)					
		機械警備業務	241,973				
		緑地管理	126,000				
		職員派遣	2,967,098				
使用料及び賃借料	864,806	(内訳)					
		車両	122,930				
		複写機	56,036				
		土地借り上げ	672,000				
		通行料	1,200				
		施設使用料	12,640				
原材料費	18,600	砂場用砂	18,600				
備品購入費	407,500	業務用備品	407,500				
負担金、補助及び交付金	62,850						
運営関係費(歳出)合計	147,676,993			運営関係費(歳出)合計	112,572,059		
汐の宮保育所民営化に伴う引継ぎ合同保育事業補助金	10,199,880			民間保育所整備費市費補助金	65,000,000		
				引継ぎ職員人件費	33,568,700		
単年度(歳出)合計	10,199,880			単年度(歳出)合計	98,568,700		
歳出合計	157,876,873			歳出合計	211,140,759		